

こらいと島田 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	株式会社 アース
事業者の所在地	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目30番地 札の辻クロス2F
事業者の電話番号・FAX	TEL 054-204-0062 FAX 054-204-0063
代表者氏名	代表取締役 杉山 薫

2 事業の概要

種別	事業所内保育事業A型		
名称	こらいと島田		
所在地	静岡県島田市東町183		
電話番号・FAX	TEL 0547-39-3028 FAX 0547-33-2656		
責任者氏名	中村 利江子		
認可年月日	平成28年4月1日		
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児
	2人	7人	8人
うち、事業所内保育事業における その他乳幼児の定員	0歳児	1歳児	2歳児
	1人	3人	4人
取扱う保育事業	時間外保育/一時預かり保育		
事業所番号	2275400675		

3 施設・設備の概要

敷地面積		1132.62 m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート4階建て 延床面積3,764.58 m ²	
	延床面積	92.90 m ²	
施設設備の 数と面積	乳児室	室	m ²
	ほふく室	室	m ²
	保育室	1室	60.8 m ²
	遊戯室	室	m ²
	調理室	1室	92.50 m ²
	調乳室	室	m ²
	乳児用トイレ	3個	14.54 m ²
	医務室	1室	15.00 m ²
	事務室	1室	40.20 m ²
設備の種類	冷暖房等		
屋外遊技場（園庭）	屋外遊技場	82.25m ² （代替場所 エルフのゆめ）	

4 事業の目的、運営方針

目 的	安全と安心を基本として、自ら伸びる力を大切に、成長と個性に応じた多様性のある保育をします。子どもにとっても、その父母にとっても居心地が良く、安定した気持ちで日々を過ごせるような空間づくりをした保育の提供をします。
運 営 方 針	<p>◎一人ひとりの発達と個性を認め、豊かな人間性を持った子どもを育成します。</p> <p>◎集団生活の中で互いを認め合いながら、友達と過ごす楽しさを実感できるようにしていきます。</p> <p>◎子供の活動が豊かに展開されるよう安心・安全な環境を整えます。</p> <p>◎身近な大人が子どもを愛することで、信頼する心・豊かな心を育てます。</p> <p>◎保護者の思いに耳を傾け一緒に悩み考え、子育てが喜びと感じられるよう共に歩んでいきます。</p>

5 職員体制

(令和6年1月31日現在)

責 任 者	1 人 (園 長)
保 育 士	8 人 (常 勤 6 人 非 常 勤 2 人)
調 理 員	6 人 (常 勤 1 人 非 常 勤 5 人)
看 護 師	5 人 (常 勤 2 人 非 常 勤 3 人)
	人 (常 勤 人 非 常 勤 人)

※当事業所では「静岡県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・規則」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日
休所日	日曜日、祝日 年末年始 (12月29日から1月3日)

7 保育・教育を提供する時間

1：開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後6時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで

2：保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	午後6時00分から午後9時00分まで

3：保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	午前7時00分から午前8時30分まで 午後4時30分から午後9時00分まで

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	¥150/15分
その他別表に定める料金	連絡帳 ¥180/1冊

9 支払い方法

口座振替払 静銀経営コンサルティング株式会社 代金化回収システム しずおかワイドネットサービス 利用
--

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育過程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

(保育計画：年間)

クラス	保育計画
0歳児	<p>◎保健的で安全な環境の中で、「ふれあい」を大切に、愛情を込めた保育を目指します。</p> <p>◎園児の生活のリズム・生活欲求・依存欲求を満たすことで保育者との信頼関係を築いていきます。</p> <p>◎感情や喃語に適切に応えることで発語の意欲を育てます。</p>
1歳児	<p>◎安全に絶えず見守りながら、園児の発達にあった遊びや援助をします。</p> <p>◎子どもの経験や興味に共感し探索活動や自分でしようとする意欲を大切にしていきます。</p> <p>◎子ども同士の関わりの中で、言葉の発達を育みます。</p>
2歳児	<p>◎感情の揺れが激しい時期のため保育者が充分に一人ひとりの気持ちに寄り添います。</p> <p>◎子ども同士の関わりを大切にし、興味・関心を広めていきます。</p> <p>◎自我の育ちを受け止めながら生活領域を広めます。</p>
その他 (年間行事)	<p>◎4～8月/・入園お祝い・健康診断・歯科検診・プール遊び・七夕</p> <p>◎9～12月/引き渡し訓練・秋祭り・運動会・クリスマス会・年末年始休み</p> <p>◎1～3月/・新春の会・節分豆まき・ひな祭り・お別れ遠足・お別れ会</p>

11 給食等について

1：食事の提供方法

自園調理

2：食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

- ・行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
- ・献立表は、毎月のお便りで別途お知らせします。

(材料の仕入れなどにより、一部変更になることがあります。)

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

3：アレルギー対応

食物アレルギー、その他の事情により、給食に配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」(医師の証明のあるもの)の提出をお願いします。

12 利用の終了について

当事業所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 園児が満3歳に達したとき。(ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします。支給認定保護者の居住する市町村が可能と認める場合はこの限りではない。)
- ② 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 保護者に用意していただくもの

1：入園時にご用意いただくもの

・契約書	・帽子（指定はありませんが、ゴム付きのもの）
・児童票	・アレルギー疾患生活管理指導表（必要に応じて）
・入園申込書	
・預金口座振替依頼書（必要に応じて）	
・保険証（写し）	
・受給者証（写し）	
・入園直前に受けた健康診断（母子手帳）の（写し）	
・布団セット	
・外靴/上靴	
・おしり拭き（おしりナップ）	

2：毎日持参いただくもの

・汚れ物袋（防水性のもの）	
・エプロン	
・お箸（必要に応じて）	
・連絡帳	
・水筒（中身はお茶、麦茶等・・・）	
・着替え/おむつなど (寒い時期には上着をおいておいてください。)	

3:服装について

・動きやすく、脱ぎきしやすい服装
・紐やフード、スカート付きのズボン等ひっかけやすい服は避けるようにしてください。

14 登園・降園について

1：登園にあたっては次の点に留意してください。

- ・発熱、感染症、ご家庭でのけが、おう吐、下痢、機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪いなど、お子さまの健康上の変化については、登園時または連絡帳にて必ず伝えてください。
- ・病院にかかった場合は病名と症状を必ず伝えてください。
- ・病気やけがなどの後で登園されるときは、医師に保育園に通っていることを伝え、登園してもよいかどうか確認してください。（感染症の場合は治癒証明の提出をお願いします。）

2：降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・事前にお聞きしている方以外の方がお迎えに来る場合・降園時間の変更は必ず事前にお伝えください。（18時を過ぎる時は事前にご連絡ください）
- ・送迎時には必ず園内所定の駐輪場・駐車場に止めてください。なお、お迎えはゆとりを持ってお越しください。
- ・当園駐車場の事故及び盗難などにつきましては、責任を負いかねます。

15 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・連絡帳 ・園だよりなど
- ・個人面談（年2回）

16 健康管理について

健康管理、病気のときの対応

・体、行動、態度、対人関係に現れるサインを注意深く観察し早期発見に努めます。
・心の健康問題とメンタルヘルスの取り組みを行っていきます。
・年2回健康診断、歯科検診を実施します。
・予防接種後の当日の登園はお控え頂き、ご自宅で体調の経過を見て下さい。
・与薬は原則的には取り扱いませんが、やむを得ない場合に限り対応します。詳細は「与薬について」をご参照ください。
・発熱した場合、解熱後24時間をご家庭で様子を見て頂き、平常の体調になってからの登園をお願いいたします。
・園において37.5℃以上の発熱があり、元気がない、食欲がなく、排尿回数も少ない、水分が取れないなどの症状がある場合には、お迎えをお願い致します。
・吐しゃ物で汚れた衣類につきまして園で洗うことにより感染が広がる恐れがあります。「保育所における感染症ガイドライン」により、洗わずにビニール袋に入れて、そのままお返ししますのでご了承ください。
・事故についての詳細は「こらいと危機管理マニュアル」をご参照ください。

17 感染症対策について

感染症及び食中毒の予防・発生時の対応について、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施します。

・園での予防対策 手洗い・うがいの徹底・環境整備（拭き掃除など）
・詳細は「こらいと危機管理マニュアル」をご参照ください。

18 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	サニーメディカルクリニック
医院長名	水谷 和広
所在地	静岡県藤枝市駅前2丁目19-15
電話番号	054-641-2052

以下の歯科医と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	井口歯科医院駅南診療所
医院長名	井口 英樹
所在地	静岡県藤枝市駅前3-4-1
電話番号	054-636-7600

19 緊急時における対応

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した医療機関及び緊急連絡先に連絡します。

20 非常災害時の対策

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

非常時の対応	園児の安全確保を最優先にあらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をする。
避難訓練	火災・震災・水害・月1回
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器・スプリンクラー他
避難場所	六合東小学校

台風などで「警戒レベル」が発令された場合、公立こども園の対応に準ずる。

21 保険の加入状況

以下の賠償責任保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	賠償責任保険・身体財物
保険金限度額	1名につき200,000（千円） 1事故につき500,000（千円）

以下の災害共済給付制度に加入しています。

保険の種類	災害共済
保険の内容	独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
給付金額	医療費…健康保険法により算定した医療費の4割（交通事故は除く） 死亡見舞金・・・最高額3,000万円（突然死及び通園中は半額） 障害見舞金・・・程度により4,000万円から88万円（通園中は半額）

在園中、下記の項目に同意をお願いします。

- 1 株式会社アースが独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約をすること。
- 2 契約にともなう掛け金を保護者が負担すること。（保育料より充当させていただきます。）
- 3 災害共済給付の請求に基づき取得した、個人情報取り扱いに関すること。
 - (1) 災害共済給付の請求、審査及び支払いに関する業務に利用すること。
 - (2) 統計資料など園管理下における災害防止のための資料として、利用すること。

22 業務の質の評価について

小規模保育事業の 自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合 い、年1回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示・ホームページ
外部評価 <外部評価は努力義務>	実施方法： 公表方法：

23 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 大坪 聖子 電話番号 0547-39-3028
相談・苦情解決責任者	氏名 中村 利江子 電話番号 0547-39-3028

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

苦情内容や解決策についてはホームページに記載します。

24 第三者相談（相談窓口）

氏名 FUNFUNクリエイト 後藤 稔晴 電話番号080-5139-2201
--

25 連携施設

連携施設の種類	保育所・幼稚園
名称・所在地	エルフのゆめ 島田市東町1210
名称・所在地	六合幼稚園 島田市道悦2丁目27番11号
連携協力の概要	屋外遊技場の利用に関する支援・合同保育に関する支援・ 行事への参加に関する支援・後方支援

26 その他保護者に説明すべき事項

当事業所における保育の提供を開始するにあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 : 株式会社 アース こらいと島田

所在地 : 島田市東町183

説明者職名 : 責任者 氏名 中村 利江子

私は、書面に基づいて【こらいと島田】の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 :

園児氏名 :

保護者氏名 : 

園児から見た続柄 :

個人情報の使用に係る同意書

私は、こらいと島田の保育業務に関わる下記のような場面での情報の活用について個人情報の提供を承諾します。

- ◇ ホームページ・広報・情報誌・おたより等への写真などの掲示・掲載
- ◇ 緊急連絡網等保育活動に係る事
- ◇ 他機関との連携が必要な場合
(健康づくり課・保育支援課・子育て応援課・学校教育課 など)

令和 年 月 日

園児氏名 :

保護者氏名 : 